

監 第 2163 号
令和 2 年 10 月 2 日

一般社団法人新潟県建設業協会 会長 様
一般社団法人建設コンサルタント協会北陸支部長 様
一般社団法人新潟県測量設計業協会 会長 様
一般社団法人新潟県地質調査業協会 会長 様
一般社団法人プレストレスト・コンクリート建設業協会北陸支部長 様
一般社団法人斜面防災対策技術協会新潟支部長 様
一般社団法人全国特定法面保護協会北陸地方支部新潟理事長 様
新潟県鋼構造協会 会長 様

新潟県土木部監理課長

ツキノワグマの出没警戒について（依頼）

日頃本県の土木行政に御理解と御協力いただきありがとうございます。

さて、9月下旬以降、県内にてクマによる人身被害が相次いで発生していることから、新潟県鳥獣被害対策支援センターでは、10月1日に「クマ出没警戒警報」を発表するとともに、10月、11月の2か月を「クマ出没警戒強化期間」とし、多様な手段を活用しながら、あらゆる機会を捉えて県民の皆様呼びかけることとしました。

つきましては、クマの出没が確認されている中山間地域等にて業務を行うことが想定されます貴協会員の皆様に対して、別紙「クマの三注について」を参考として貴協会からの注意喚起をお願いいたします。

担当：新潟県 土木部 監理課 企画調整室
政策企画員 高 島
電話：025-280-5383（直通）
E-mail：takashima.fumiaki@pref.niigata.lg.jp

クマの三注について

本県で9月下旬以降、県内にてクマによる人身被害が相次いで発生していることから、「クマ出没警戒警報」を発表するとともに、10月、11月の2か月を「クマ出没警戒強化期間」としましたので、クマの出没が確認されている中山間地域等で作業をする際は下記の点についてご注意ください。

記

あなた自身を守るため クマに警戒してください

三注（3つの注意事項）の実践

- ①クマの出没が確認されている場所
には近づかない**
- ②単独行動を避ける**
- ③音の鳴るものを携行する**